

3 調査地域

(1) 事業実施区域とその周辺の広域的な概況把握を行う範囲

事業実施区域の、広域から見た自然的特性や生物種の分布特性などについて把握するため、地域特性の把握を行う範囲として設定する。範囲の設定には、主に地形及び地質、水系、植生、土地利用などを考慮することが重要である。

(2) 調査地域

基盤環境、植生、動植物相に関する情報を主に現地調査により収集・整理する範囲は、事業実施区域とその周辺部とする。

調査地域の設定に際しては、影響要因と影響の時空間的な広がりを概略推定する必要がある。そして、事業による直接的及び間接的な影響が生ずる可能性があると推定される区域を含み、事業の影響を評価するために必要な範囲とする。範囲の設定には、集水域などの地形単位（谷や尾根で区別される範囲等）や植生・土地利用等のまとめを考慮することが重要である。

なお、事業計画は着工までに変更される可能性もあり、それを念頭においてあらかじめ変更の可能性のある範囲を調査地域に含めておく必要がある。

(3) 注目種・群集の調査対象地域

注目種・群集への影響を把握する範囲として設定する。これは、注目種・群集が事業の影響を受ける可能性がある場所及び注目種・群集への影響を当該地域で評価するために必要な周辺の範囲を含む。

注目種・群集の生態、行動圏の大きさ、生活史を完結するための生活空間の広がり、個体群の広がりなども考慮する。場合によっては、当該地域に見られる個体群全体が含まれる地理的範囲などを対象として調査することも必要である。また、渡りをする鳥類など季節的に長距離移動を行う生物種については、生活史の完結する範囲をすべて現地調査範囲とすることは現実的ではないため、既存資料などを用いて情報を補完して影響を検討する。なお、調査対象地域の範囲の設定には植生や地形など注目種・群集の分布を規定する環境要因を考慮することが大切である。

4 調査地点

陸上生態系の調査地点・経路は、対象事業の種類や事業規模、調査地域内の主要な植生、地形（谷、屋根等）、水系等を踏まえ、調査地域の面積に応じ適切な地点・経路を選定する。特に、現況の把握等により、注目種が調査地域内で生息・生育する可能性がある場合には、それらの生息・生育条件を考慮して調査地点及び経路を設定する。

陸上生態系の中で陸水生態系の調査地点は、河川の形状、流量、水質の状況、底質の性状、瀬渕の区別、集水域及び周辺植生などを考慮して設定する。

5 調査期間等

現地調査の期間等は、「植物」、「動物」に準じる。

生態系の把握は、動植物の生息・生育概要等を踏まえて始めて可能となるものであるため、動植物調査と並行して行うことが困難なことが多い。調査の精度を保つために、必要に応じて動植物調査と分けて調査を行うことが望ましい。

6 基盤環境と生物群集の関係の調査

特定の注目種・群集に関する詳細な調査を行う前に基盤環境と生物群集の関係については、概括的に幅広く調査することにより、生態系の垂直・水平構造を把握する。このためには、基盤環境、植生、動植物種の関係を把握することを念頭に、「地形及び地質」、「植物」、「動物」等の他項目と連携した現地調査及び既存資料調査を行うことが有効であると考えられる（図14-4）。調査は、既存資料と現地調査により各種の基盤環境、植物群落、動植物相、動植物種に関する情報を収集し、その関係を整理する（表14-4）。

また、表14-4の項目以外にも、対象地域の環境特性をとらえる上で重要な項目については必要に応じて調査することが大切である（表14-5）。

基盤環境、植生、動植物種等の情報を整理する際には、他項目における調査により作成した植生図、地形分類図、土壤図等の主題図により詳細類型区分図を作成し、詳細類型区分を要素間の関係を整理するための単位とすることが有効と考えられる（表14-6）。

図14-4 基盤環境と生物群集の関係の調査から予測の流れ

